

「肉用牛売却所得の課税の特例措置について（平成 23 年 12 月 27 日付け 23 生畜第 2123 号農林水産省生産局長通知）」の一部改正新旧対照表

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>別紙様式 1</p> <p>（表 面） （略）</p> <p>（裏 面）                      この証明書は、租税特別措置法第 25 条第 1 項第 1 号及び第 67 条の 3 第 1 項第 1 号に規定する肉用牛の売却に係る場合のみ発行する。                      （注 1）～（注 4） （略）  <u>上記（注 2）及び（注 3）において、該当部分を○でかこむこととなっている欄について、該当するものを記入することにより発行する場合は、（注 2）及び（注 3）を以下のとおり書き換えること。</u></p> <p><u>（注 2）以下の欄については、該当するものいずれかをそれぞれの欄に記入する。その他の場合は（ ）内を記入の上、欄に記入する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「市場の種類」欄  <u>家畜市場、中央卸売市場、臨時市場、認定市場、その他（ ）</u></li> <li>・「種別」欄の上段  <u>黒毛和種、褐毛和種、日本短角種、無角和種、黒毛和種×褐毛和種、和牛間交雑種、肉専用種、交雑種</u></li> <li>・「種別」欄の下段  <u>ホルスタイン種、ジャージー種、乳用種、その他（ ）</u></li> <li>・「雌雄の別」欄  <u>雄、去勢、雌</u></li> </ul> <p><u>（注 3）ホルスタイン種、ジャージー種又は乳用種の雌の場合は、子牛の生産の用に供されたことの有無を確認し、「種別」欄の下段における「雌雄の別」欄に「子牛の生産の用に供されたこと有」又は「子牛の生産の用に供されたこと無」と記入する。</u></p>	<p>別紙様式 1</p> <p>（表 面） （略）</p> <p>（裏 面）                      この証明書は、租税特別措置法第 25 条第 1 項第 1 号及び第 67 条の 3 第 1 項第 1 号に規定する肉用牛の売却に係る場合のみ発行する。                      （注 1）～（注 4） （略）</p>

別紙様式 2

(表 面) (略)

(裏 面)

この証明書は、租税特別措置法第 25 条第 1 項第 1 号及び第 67 条の 3 第 1 項第 1 号に規定する肉用牛の売却に係る場合のみ発行する。

(注 1) ~ (注 5) (略)

上記(注 3)及び(注 4)において、該当部分を○でかこむこととなっている欄について、該当するものを記入することにより発行する場合は、(注 3)及び(注 4)を以下のとおり書き換えること。

(注 3) 以下の欄については、該当するものいずれかをそれぞれの欄に記入する。その他の場合は ( ) 内を記入の上、欄に記入する。

・「種別」欄の上段

黒毛和種、褐毛和種、日本短角種、無角和種、黒毛和種×褐毛和種、和牛間交雑種、肉専用種、交雑種

・「種別」欄の下段

ホルスタイン種、ジャージー種、乳用種、その他 ( )

・「雌雄の別」欄

雄、去勢、雌

(注 4) ホルスタイン種、ジャージー種又は乳用種の雌の場合は、子牛の生産の用に供されたことの有無を確認し、「種別」欄の下段における「雌雄の別」欄に「子牛の生産の用に供されたこと有」又は「子牛の生産の用に供されたこと無」と記入する。

別紙様式 2

(表 面) (略)

(裏 面)

この証明書は、租税特別措置法第 25 条第 1 項第 1 号及び第 67 条の 3 第 1 項第 1 号に規定する肉用牛の売却に係る場合のみ発行する。

(注 1) ~ (注 5) (略)